

質問回答書

質問事項	質問内容	回 答
見 積 項 目 について	様式第2号における業務計画書の4. 委託見積費に関する質問となります。 代表機関である弊社の直接経費に関しては、支払い対象経費としない場合は記入しなくてもよいのでしょうか。それとも、本委託に関わる経費は全て記載する必要があるのでしょうか。 現状、研究開発の業務として本件に取り組む予定であり、人件費は弊社の通常業務としての給与で弊社が負担し、支払い対象経費としては全額を共同実施機関となるAIテック企業への外注費としたいと考えております。 その場合は、ア 代表機関分の再委託費に金額を記載し、その金額の詳細をイ 再委託費で詳細を記載すればよいのでしょうか。	本業務に係る経費は全て記入してください。 共同実施機関となるAIテック企業への再委託費の記載については、御認識のとおりです。
成 果 報 告 について	①令和8年2月下旬の成果発表会の他に途中の中間報告会や書面での進捗報告などが発生しますか？	中間報告会は開催しませんが、書面での中間報告をしていただく予定です。
	②成果報告書については、成果の内容の一部において社内機密事項やノウハウが含まれる場合は、情報開示の一部制限（具体的なパラメータ値を伏字にするなど）は可能ですか？	営業上の機密事項や知的財産権の関係で公にできないものなどは非開示とすることができます。詳細については契約後に協議してください。

委託契約書について	①採択された場合、委託契約の締結完了までのリードタイムはどの程度ありますでしょうか？弊社での通常プロセスですと、法務の法的検討を含め3週程度かかります。	特段、契約締結までの期間は定めていませんが、3週間程度を想定しております。
	②弊社内での法的検討の結果、契約書の内容に修正を要望したい場合は、お互い協議の上で修正の余地があるでしょうか。	応募資格より「委託契約の締結に当たり、静岡県から提示するする委託契約書に合意できること。」としています。ただし、協議の上での修正の余地はあります。
実証事業について	①県内企業の現場にて実証することですが、本件の採択を受けた企業内でのみになりますか？県内の他企業（例えばグループ会社や親会社）での実証事業は認められるでしょうか？	実証の実施先は、採択を受けた企業内に限られます。
	②企画したモデルが県外のAIテック会社のクラウド上にあり、そのモデルを県内よりwebブラウザ経由で使用する場合は問題ないでしょうか。活用モデル自体が県内のローカルに保存されている必要があるでしょうか？	問題ありません。県内のローカル環境に保存されている必要もありません。

	③実証に一月以上の期間を確保する、とのことですが、こちらはどのような想定でしょうか（工場内での異常検知システム等で稼働時間を一か月設けるというようなイメージ？）。企画するモデルが設計・開発のツールである場合、開発ツールの場合は、連続で稼働を想定するものではありません。一か月の実証期間の中で、開発のタイミングで何度か使用することを想定していますが、実際のツール稼働時間の合計が1ヶ月にならない場合も認められるのでしょうか？（実証の期間としては一か月以上設けるが、毎日使うわけではない）	連続稼働時間が1か月以上である必要はありません。 実証開始から検証に必要なデータが揃うまでの期間として1か月以上を確保していただくことを想定しています。
見積項目の金額について	見積金額は、契約金額を上回っても問題ないかお伺いしたいです。つまり、発生する費用としては500万円を上回るが、契約金額は500万円とすれば問題ないでしょうか？	見積金額が委託限度額500万円を超えた場合、失格となります。
共同実施機関の支援実績について	記載内容の例等ございましたら確認させていただきたいです。 代表機関の企業様とは初めての取引ですが、弊社自身の実績であれば記載可能です。どのような内容であれば良さそうかも含めてご教示いただけますと幸いです。	代表機関との取引に限らず、主に生成AI等活用に係るAIテック企業のこれまでの支援実績について、記載してください。
費用について	実証事業にかかる費用ですが、事業そのものに加えて、県への報告のために発生する部分、途中の中間報告や最終報告にかかる資料作成、最終報告のための出張費や報告日の日当も含めて計上する必要があるでしょうか。	委託業務期間の本業務の報告に係る経費についても計上してください。

必要書類について	1 者が応募する件数の上限は設けないとのことですが、その場合の必要書類について、6 応募手続きの(4) 必要書類及び必要部数にかかれている(ア)～(オ)について、応募件数ごとに必要でしょうか？ 例として2 件申し込む場合に(ア)～(ウ)は別となりますが、(エ) 法人の登記簿謄本 と(オ) 事業概要等に関しては、代表機関とAI テック企業が2 件とも共通の場合は、1 部だけでいいのか、それとも2 部必要なのか教えて下さい。	1 者が2 件以上応募する場合、「(エ) 法人の登記簿謄本」及び「(オ) 事業概要等」については、同一企業の同一内容の書類であれば、提出は1 部で構いません。
申請スキームの可否について	当社は大企業に該当しますが、今回、県内中小企業であるA 社が申請主体となり、当社の既存開発モジュールを活用し、さらにAI テック企業が改良協力する形でAI 技術を用いた新規事業を計画しています。 当社とA 社の間には、資本関係や役員兼任関係はありませんが、事業実施においては当社製品の拡張や技術協力を予定しています。 この場合、A 社が申請主体、当社およびAI テック企業が協力先というスキームで、本事業への応募は可能でしょうか。 また、当社が大企業であることが、申請主体となる中小企業の申請に影響（不利もしくは対象外）となるケースがあるかどうか、ご教示ください。	AI テック企業が既製品を改良し、代表機関へ導入することは問題ありません。ただし、共同提案機関はAI テック企業に限ります。 代表機関である県内の自動車関連企業が大企業の場合には募集資格を有しません。その他審査項目については企画提案募集要項に記載のとおりです。

補助金の入金について	代表機関に対して補助金が支払われる際、共同実施機関（AI テック企業）に対する再委託費の支払いは完了している必要がありますか。（補助金が入金された後に、共同実施機関に対して再委託費を支払うことは可能でしょうか。）	代表機関への委託費の支払は原則、精算払となりますので、再委託先の支払まで完了している必要があります。ただし、協議の上、委託業務を行うため県が必要があると認める場合には前金払が可能です。
業務計画書の4委託見積費の項目について	人件費と賃金の違いをご教示いただければと思います。 また、会議費については、会議にかかった会議室等の費用？を計上すればよいでしょうか？会議時間にかかった人の人件費は会議費ではなく、人件費でよいでしょうか。 また、外注費に関しては、再委託費以外（AI テック企業）で外注するものを計上する、で認識間違いないでしょうか。	人件費は事業に従事する者の作業時間に対する給与その他手当をいい、賃金は事業を実施するために必要な業務補助等を行う補助員（アルバイト等）の賃金等をいいます。 会議費は事業を行うために必要な会議、成果発表会等に要する経費（会場借料、機材借料等）を計上し、会議に従事した人の費用は人件費又は賃金等に計上してください。 外注費については御認識のとおりです。